（偏在対応常駐従事務所開設支援対象としての指定の手続）

第二十七条　前条第一項の貸付けを受けることを申し出る弁護士法人（以下「申出弁護士法人」という。）は、偏在対応常駐従事務所を開設しようとする偏在解消対策地区の弁護士会又は当該弁護士会が属する弁護士会連合会に対し、会長が定める事項を記載した申出書を提出しなければならない。

2　前項の申出を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、当該申出が次に掲げる基準に適合するかを審査する。

一　申出弁護士法人の偏在対応常駐従事務所を開設する計画が具体的なこと。

二　申出弁護士法人が、偏在対応常駐従事務所に常駐する弁護士（以下「常駐弁護士」という。）に対して、公益的活動を積極的に受任することを義務づける旨約していること。

三　その他当該申出の趣旨が本支援の目的に適合していること。

3　弁護士会又は弁護士会連合会は、前項の審査により当該申出が前項の基準に適合すると認めるときは、本会に対し、申出弁護士法人を偏在対応常駐従事務所開設支援の対象に指定するよう申請することができる。

4　本会は、前項の申請があったときは、申出弁護士法人を偏在対応常駐従事務所開設支援の対象に指定することができる。

5　前項の場合において、常駐弁護士となろうとする者（以下「常駐予定者」という。）が司法修習生であるとき、司法修習生の修習を終えた者であって弁護士登録が未了のものであるとき、弁護士実務経験が乏しいときその他本項の支援を必要とすべき事情があると認めるときは、第三項の申請をした弁護士会又は弁護士会連合会が、当該常駐予定者に対し、会長が相当と定める期間、当該常駐予定者が弁護士実務経験が乏しく偏在対応常駐従事務所において執務することに配慮して、法令及び法律事務に精通するための研鑽、弁護技術の向上、弁護士業務の能率化、法律事務所経営の効率化その他弁護士としての業務基盤確立に直接又は間接に必要な方策等について支援をすることを条件として指定しなければならない。

6　第四項の場合においては、常駐弁護士の変更により偏在対応常駐従事務所開設後に前項の支援を必要とすべき事情が生じた場合であっても、第三項の申請をした弁護士会又は弁護士会連合会が、新たな常駐弁護士に対し、会長が相当と認める期間、前項の支援をすることを条件として指定しなければならない。

（偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けの申請）

第二十八条　前条第四項の規定により偏在対応常駐従事務所開設支援の対象として指定された弁護士法人は、当該指定があった日から一年以内に、会長が定める事項を記載した申請書を、当該指定に係る前条第三項の申請をした弁護士会又は弁護士会連合会を経て本会に提出することにより、第一項の貸付けを申請することができる。

2　本会は、前項の申請があったときは、経理委員会の議を経て、相当と認める額の偏在対応常駐従事務所開設支援補助金を貸し付けることができる。

3　「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則第七条の二第一項に基づく貸付けを受けた弁護士法人は、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを重複して受けることができない。

（偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の返済期限及び免除）

第二十九条　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けにあたっては、貸付けの日から七年以内の日を返済期限として定めなければならない。

2　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けた弁護士法人が、次の各号の要件をいずれも充たすときは、理事会の承認を得て、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の返済を免除する。

一　貸付けの日から五年を経過するまでの間に、偏在対応常駐従事務所の開設をし、かつ、その開設していた期間（以下「常駐従事務所開設期間」という。）が二年以上であること。

二　偏在対応常駐従事務所において、常駐従事務所開設期間中、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金を返済するに相当な収入が得られなかったと認められること。

三　偏在対応常駐従事務所開設後、貸付けの日から五年を経過するまでの間に、常駐弁護士が公益的活動を積極的に受任したこと。

四　本支援の目的に照らして、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の返済を免除することが相当でないと認めるべき特段の事情がないこと。

3　本会は、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けた弁護士法人が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、理事会の承認を得て、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の返済を猶予し、又はその全部若しくは一部の免除をすることができる。

一　管内偏在解消対策地区に偏在対応常駐従事務所を開設しなかったこと又は常駐従事務所開設期間が二年に満たなかったことについて、やむを得ない事情があると認められるとき。

二　偏在対応常駐従事務所の業務及び財務の状況に、偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の返済を猶予し、又は免除すべき特段の事情があると認められるとき。

（偏在対応常駐従事務所の経理）

第三十条　申出弁護士法人は、偏在対応常駐従事務所の収入及び支出について、申出弁護士法人の他の法律事務所と区分して経理しなければならない。

（偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の借入れに伴う報告義務）

第三十一条　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金の貸付けを受けた弁護士法人は、年一回、偏在対応常駐従事務所開設前にあってはその開設に向けての準備状況及び本会が求めた事項を、開設後にあっては常駐弁護士の公益的活動の受任状況及び本会が求めた事項を、本会及び第二十八条第一項の弁護士会又は弁護士会連合会に対し報告しなければならない。本会又は当該弁護士会若しくは弁護士会連合会が特に必要があると認めて報告を求めた場合についても、同様とする。

附　則

第二条第一項第二号ハ及びニ、第十九条第一項、第二十三条第三項並びに第二十五条から第三十四条までの改正規定は、平成二十年六月十九日から施行する。

立法対策室規則制定公告

立法対策室規則（規則第百三十一号）を左の通り制定したので公告する。

平成二十年六月十九日

日本弁護士連合会

立法対策室規則

（平成二十年六月十九日規則第百三十一号）

（設置）

第一条　本会に立法対策室をおく。

（任務）

第二条　立法対策室は、次の事項に関する所要の事務を行う。

一　立法技術に関する調査、研究及びノウハウの蓄積

二　立法対策センター等における立法企画に基づく法案等の作成

三　見直し規定のおかれた法令に関する見直し案の作成

四　法律案、政令案、規則案等に関するパブリックコメント案の作成

五　前各号の事務の遂行に必要な情報収集及び国内外の立法例等に関する調査、研究

六　その他本会が取り組む立法課題に関する事項

（構成）

第三条　立法対策室に室長及び嘱託若干名をおく。

2　室長は、嘱託のうちから会長が指名する。

3　嘱託は、事務総長の推薦に基づき、会長が委嘱する。

4　嘱託の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

（室長）

第四条　室長は、事務総長の指示を受けて、その任務を遂行する。

附　則

この規則は、平成二十年六月十九日から施行する。